

| | |
|--------|------------------|
| 原議保存期間 | 5年(平成34年3月31日まで) |
| 有効期間 | 一種(平成34年3月31日まで) |

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁交通部長
各道府県警察本部長
各方面本部長
(参考送付先)
警察大学校交通教養部長
科学警察研究所交通科学部長

警察庁丁運発第155号
平成28年10月5日
警察庁交通局運転免許課長

運転免許試験の適正処理について

運転免許試験に係る事務処理については「運転免許試験の適正処理について」(平成11年11月1日付け警察庁丁運発第98号)において指示しているところであるが、道路交通法の一部を改正する法律(平成27年法律第40号)により、準中型自動車免許が新設されたことに伴い、所要の改正を行い、平成29年3月12日から下記のとおり実施することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。
なお、前記通達は同日をもって廃止する。

記

1 試験全般について

免許試験は、免許制度の基幹をなすものであり、その運用が適正に行われなければ、運転者管理制度の実効性を期することができないものである。

免許試験の適正化を図るためには、随時試験業務の体制や実施方法を検討することが望ましいが、その際に活用するものとして試験業務点検表を別添1のとおり定めたので参考とされたい。

なお、免許試験をはじめ免許行政の対象は、国民各層にわたり、その取扱いの如何によって国民の信頼を得たり、逆に反感をかったりすることもあるので、厳正な規律の下に行われる中にも懇切な取扱いにより接遇するようする必要がある。

2 適性試験

(1) 視力検査

ア 視力検査機

視力の検査は、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第23条に規定されているとおり、万国式試視力表により行うこととされている。

しかし、これ以外の視力表でもその性能が万国式試視力表と同等のものであれば、使用することは差し支えない。

イ 測定方法

視力表と被検者との距離は5メートルとし、照度は視標上をおおむね300ルクスから500ルクスとし、室内の照度はそれ以下とする(別添2「視力検査基準」を参照)。

測定は被検者の視力値を検査する必要はなく、免許の種類に応じた基準に達しているか否かを検査するものである。したがって、合格基準及びその前後の指標を5、6回示し、その過半回数を正答した者は、合格基準に達したものであることができる。

また、視力においては矯正視力を認められているが、矯正には眼鏡のほかコンタクトレンズ（角膜矯正用コンタクトレンズを含む。）も含まれる。しかし、眼鏡であっても通常眼鏡の概念に入らない望遠鏡式のものは眼鏡と認めることは不適當である。

ウ 視野の測定

一眼の視力が0.3に満たない者（一眼が見えない者を含む。）については、視野が必要条件となるが、視力を矯正して合格基準に達した者の測定は、矯正した状態で測定すること。

なお、視野を必要条件としない者で側面視野が左右150度に達しないものについては、自動車を運転することが著しく道路における交通の危険を生じるおそれがあると認めるときは、十分な周囲の安全確認等に関する必要な安全教育が行われるよう配慮すること。

(2) 色彩識別能力

ア 合格基準

色彩識別能力の検査は、赤色、青色及び黄色を見分けることができれば合格基準に達したこととなる。したがって、通常の者が見て赤色であるものを褐色に見えたとしても前記の三原色の区分（三原色の色紙を何枚か混ぜ、その中から、赤色、青色、黄色を区分する）ができればよい。

イ 試験の色彩濃度

交通信号の実物模型により検査する場合は、その色彩濃度を信号と同様のものとし、また、色紙を使用する場合の色彩番号は、J I S Z 8 7 2 1 準拠標準色票による赤色、青色、黄色とするのが適當である。

(3) 深視力

深視力の測定は、視力を矯正して合格基準に達する者については、視野測定と同様その矯正した状態で検査する。したがって視力測定的眼鏡と異なる眼鏡を深視力測定に使用して検査させることは適當でない。

(4) 聴力

聴力の測定方法は、10メートルの距離で普通自動車の警音器の音が聞こえるか否かについて検査するが、その方法は試験コース等屋外で被検者を後ろ向きに立たせ警音器を数回鳴らし、その過半数以上聞こえた者を合格とする。

なお、一般受験者についてこの方法以外の機器を用いて検査する場合でも、合否を決定する最終検査は、前記の方法によること。

(5) 運動能力

道路交通法施行令第33条に規定する身体の障害以外の障害を擁する身体障害者に免許を与える場合の補助装置（装具）又は自動車の種類の限定等をどのようにするかは、その障害の程度、補助手段等個々具体的に審査し決定すべきであるが、この審査は技能試験官等からなる委員会を設け、適正に判断

することが望ましい。

なお、身体障害者に交付する免許の種類・条件等の基準は、「身体障害者に対する適性試験（運動能力）実施の標準について」（平成28年10月3日付け警察庁丙運発第29号）のとおりとする。

3 学科試験

学科試験の実施については、「学科試験の適正な管理について」（平成24年8月17日付け警察庁丁運発第93号）に示したところにより実施するほか、次の点に留意すること。

(1) 問題の適正化

学科試験の問題については、例題を参考としつつ作成し、案の段階で担当課長が直接的審査に当たること。

また、不正の防止、公平性確保の観点から、各免許ごとに少なくとも10数種類程度の試験問題を作成するように留意すること。

試験問題作成後においても、常時、各試験問題ごとの正答率等を把握し、適宜問題の差替えを行うなどして試験問題の適正管理に努めること。

(2) 不正受験の防止

ア 問題の起案、基本的問題の作成、印刷、保管、出題決定を適切に行うこと。

イ 同一試験室において少なくとも2・3種類以上の問題を配布して実施すること。ただし、受験者が少ない場合は、この限りでない。

ウ 受験用机は、1人用が好ましいことはいうまでもないが、その他の場合であっても、不正が行われ難いように創意工夫をすること。

エ 受験者の着席順は、受験申請順とせず、無作為に又は計画的に着席順序を変えること。

オ 試験官数は一室（100人程度）に責任者以下3名以上を基本とし、受験者50名を超えるごとに担当者1名を増加するように努めること。

4 技能試験

技能試験の実施については、「運転免許技能試験実施基準について」（平成28年10月3日付け警察庁丙運発第30号）に示したところにより実施するほか、次の点に留意すること。

(1) 次番者同乗

大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る試験に当たっては、不正受験の防止及び採点に誤解を招くことのないよう次番者を後部座席に乗車させること。

(2) 二輪車試験の事故防止

大型自動二輪車免許及び普通自動二輪車免許（以下「自動二輪車免許」という。）に係る試験にあつては、受験者にヘルメットを着用させ、事故防止を図るとともに、単独走行が可能であるかどうかを見きわめて行うなど、事故防止に努めること。

(3) 試験官の言動

試験中のトラブルの多くは、技能試験時の接遇に基因するものであるので、受験者に対する言動は特に注意し、運転上の重大な欠陥又は今後の運転練習の努力目標について簡潔な指示助言を行うなど余裕のある接遇に努めること。

(4) 事故の場合の措置

試験中の事故は、自動二輪車免許に係る試験に多くみられるところであるが、事故が起きた場合は、試験車の破損修理は原則として公安委員会の一般修理費から支出すべきである。他方、個人の傷害に対しては、それが自損行為である点からして、治療費は本人で負担することとなろう。

この場合でき得れば、事故者から「事故の責任は自分にある」旨の念書の提出を求め、後日紛争が起こらないように留意すること。

(5) 指定制と即日制

技能試験には、試験日を指定する指定制と技能試験を申請日に行ういわゆる即日制と2つの方法がある。

指定制は試験体制に応じて、十分な試験が行われ、試験場の練習化を防止できるが、待ち日数が著しく長引くおそれがある。

試験の能率化を図って、待ち日数はできる限り短縮するよう努力すべきである。

即日制については、技能試験不合格者に対しては少なくとも1日～2日の練習期間をとるよう教示するなどにより、連続した日における受験を避けるよう勧奨すること。

別添 1

試験業務点検表

| 項目 | 着眼事項 |
|--------------------------------|---|
| 申請受理 | |
| 1 受付者は、免許関係法令に精通している者が当たっているか。 | 一度誤って受理すると、誤った免許証を交付することとなるので、受理担当者は幹部又はベテラン係員を配置しているか。 |
| 2 受付時に審査点検すべきことを十分承知しているか。 | 申請書の記載事項及び添付書類(運転経歴証明書、住民票の写、試験の一部免除を証するもの等)の内容の点検すべきことを十分承知し、正しく行われているか。 |
| 3 受付人員は十分か。 | 受験者を長時間待たせることのないよう人員を配置しているか。 |
| 4 手数料納付は適切に行われているか。 | 証紙の売りさばき、支払い、消印の時期は適切か。 |
| 適性試験 | |
| 1 人定方法は十分か。 | 写真と本人の照合、簡単な応問等を実施しているか。 |
| 2 視力検査の方法(照度、検査器具)は適切か。 | 検査器具は法定又はこれに準じるものであるか、照度は300ルクス以上500ルクス程度であるか。 試視力表に変色又はほこりの付着はないか。 |
| 3 色彩識別能力の判定はどのような物で行っているか。 | 色紙の色彩濃度は所定のものか。 |
| 4 身体障害者に対する審査の体制はできているか。 | ベテラン技能試験官等による合議制をとっているか。審査の記録は明確にされているか。 |
| 学科試験 | |
| 1 試験問題の起案・審査は誰が行うか。 | 起案は幹部が行い、委員会のようなもので十分審査されているか。 |
| 2 印刷に当たって外部に漏れるおそれはないか。 | 問題の印刷は責任者監督の下に、又は外部に漏れるおそれのない所でなされているか。 |
| 3 問題の内容、章、節別の出題割合は適切か。 | 「学科試験の出題形式、出題範囲及び出題基準等について」(平成28年10月5日付け警察庁丁運発第153号)に適合しているか。 |
| 4 完成問題の保管は誰が行って | 課(場)長又は次長が厳重に保管している |

| | |
|---|--|
| いるか。 | か。 |
| 5 試験当日の出題決定は誰が行うか。 | 試験担当課長等が決定しているか。 |
| 6 出張試験の場合の保管、管理は適切か。 | 不正防止、公平性の確保について具体的実施方法を細部に検討しているか。 |
| 7 同一試験室で何種類の問題を使用するか。 | 同時に使用する問題数は最低2種類以上用いているか。 |
| 8 着席順は任意か指定か。 | 着席は指定することが不正防止上の要件であるが、指定の方法に工夫がなされているか。 |
| 9 机は1人だけか、その他の場合隣席との間に間仕切り等の工夫がなされているか。 | 不正のできない環境づくりに配慮の足りない点はないか。 |
| 10 試験官の人員は十分か。 | 一試験室に責任者以下3名以上とするよう配慮しているか。 |
| 11 受験者の人定はどのように行うか。 | 写真との照合、応問等により行っているか。 |
| 12 試験官の定型的な注意事項を決めているか。 | 携帯電話を使用した不正行為の防止のため必要な措置並びに試験における禁止事項及び不正・違反行為に対する制裁措置等の定型的な必要事項の説明を確実に行うようにしているか。 |
| 13 試験官の履物は革靴か運動靴か。 | 巡回試験官の所在を察知できないことにより監視の目的が達せられるが、このような配慮がなされているか。 |
| 14 受験者の途中退室を認めているか。 | 試験の途中退室を認めることは好ましくないが、やむを得ず認める場合は不正防止について留意されているか。 |
| 15 学科試験終了者のとるべき行動について指示がなされているか。 | 試験場内に室内番号等を明確に表示することにより受験者の行動を円滑にしているか。 |
| 16 問題と答案用紙の回収はどのようにするか。 | 試験問題の紛失防止と答案提出間際における答案用紙のすりかえ防止に配慮しているか。 |
| 17 採点は1答案を何回するか。 | |
| 18 合否すれすれのものについては、他の採点者が点検している | 慎重を期する意味から、別の採点者が再採点しているか。 |

| | |
|--|--|
| か。 | |
| 19 合格発表までの所要時間は。 | 著しく採点時間が長びくことは、接遇上好ましくないので、一時的に他の係員も動員する等採点の体制を考慮しているか。 |
| 技能試験 | |
| 1 試験官、受験者、試験車及び試験コースの割当てはいつ誰が行うか。 | 当日の朝、試験担当課長等が割り当て、あらかじめ予測不可能とするような配慮がなされているか。 |
| 2 コース説明は適切か、どのような方法ですか。 | 図上説明、徒歩説明、模範運転等の際、受験者が十分納得するように行っているか。 |
| 3 受験者の人定は適切か。 | 写真照合、応問等によって行っているか。 |
| 4 大型、中型、準中型、普通自動車による試験には、次番者を同乗させているか。 | 不正防止又は採点上の誤解を受けないために次番者を同乗させているか。 |
| 5 試験官の言動は適切か。 | 「意見箱」等の備え付けも考慮して受験者の建設的な意見を聞くことにより、受験者接遇の向上を期するようになっているか。 |
| 6 試験コースは何種類設けているか。 | 「運転免許技能試験実施基準について」（平成28年10月3日付け警察庁丙運発第30号） |
| 7 試験車の整備は適切か。 | 試験車は、全免許種別について備え付けてあるか。 故障の整備は完全に行われ、事故防止、試験の公平を害さないように配慮しているか。 |
| 8 試験車が公安委員会提供車以外の場合は、指定をしているか。 | 所定の「指定行為」をしているか。 |
| 9 試験車の手数料は適切に徴収されているか。 | 試験車が公安委員会以外の所有車である場合の使用料の徴収は、警察職員以外の者で行っているか。特に出張試験の際の使用料の取扱いについては誤解のないように十分配慮しているか。 |
| 10 指定制のところにあっては申請後何日が指定となるか。 | 指定日数をできる限り短くするよう体制の充実を図っているか。 |
| 11 即日制のところにあっては、不合格の再指定はしているか。 | 少なくとも練習のため日数を（1・2日）おいて指定しているか。 |

| | |
|---------------------------------|-----------------------------------|
| 12 申請から免許証交付までに何回出頭しなければならないか。 | 可能な限り出頭回数を少なくするよう努めているか。 |
| 13 申請日から免許証交付までのおむね何日か。 | 可能な限り短縮できるような体制、事務の流れ等を検討努力しているか。 |
| 14 一部合格者の取扱いに関して、不正防止上考慮されているか。 | 一部合格証明書等に不正が行われないような方策を考慮しているか。 |
| 15 免許交付時の講習を効果的にやっているか。 | 講習は形式に流れることのないように留意しているか。 |

別添 2

9 視力検査基準（文部科学研究費総合研究視力研究班 萩原 朗ほか）抜粋

[1] 視力検査器具の分類内容

[1・1] 標準視力検査装置

検査距離 5メートル用に作成され、それを使用して実施する検査の正確さに重点をおくもの。

[4] 視力検査実施基準

[4・1] 視力の記載は原則として小数視力による。

[4・2] 視力の照明は、標準視力検査法にあつては350ないし650ラドルックスの視標、背地輝度、准標準視力検査法にあつては視標面照度400ないし800ルックスとして行う。

[4・3] 検査室の照度は50ルックス以上で、視標輝度を上回らない照度とする。被験眼の視野内には光源や明るい窓（屋外と通じる窓）がないのが望ましい。

（注） 光源にはおおいをつけ、窓には厚地のカーテンをかける。

なお、准標準視力検査装置使用の場合は、被験者からみて側壁の窓はおおむね及ばない。

[4・6] 一眼のしゃ閉

一眼をしゃ閉して他眼の視力を検査する場合、しゃ閉眼を圧迫してはいけない。

[4・7] 視標の指示

視力を正確に測るには視標をひとつひとつ指示すべきである。

[4・8] 検査時間

視標を指示してから被験者の応答を3秒間待たねばならない。

[4・9] 明順応

検査室に被験者を入れ、2分間以上経過してから検査を開始する。

（注） 1 照明学会雑誌 昭和40年2月号

2 標準視力検査法とは、ランドルト環による検査である。

3 准標準視力検査法とは、文字、数字による検査である。

4 ラドルックスとルックスの相違は、測定方法が異なるが、1,000ルックスがおおむね800ラドルックスに当たる。